

第4部 政府短期証券

	頁
20. 政府短期証券の名称別増減額……………(最近3年間)…	65
21. 国庫短期証券の所有者別現在額……………(最近3年間)…	65

20. 政府短期証券の名称別増減額（最近3年間）

年 度	区 分	総 額	財務省証券	財政融資 資金証券	外国為替 資金証券	石油証券	原子力損害 賠償支援証券	食糧証券
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
令和2	発行額	406,426,500	15,399,400	—	386,024,100	4,687,000	—	316,000
	償還額	390,546,320	15,399,400	—	370,149,120	4,698,800	—	299,000
	年度末現在額	90,299,000	—	—	89,022,100	1,162,900	—	114,000
3	発行額	325,395,870	—	—	321,015,270	3,937,600	—	443,000
	償還額	329,495,990	—	—	325,177,890	3,940,100	—	378,000
	年度末現在額	86,198,880	—	—	84,859,480	1,160,400	—	179,000
4	発行額	330,197,190	—	—	325,701,990	3,799,200	—	696,000
	償還額	331,896,750	—	—	327,456,550	3,799,200	—	641,000
	年度末現在額	84,499,320	—	—	83,104,920	1,160,400	—	234,000

（備考）各証券の計数は、発行根拠別の内訳であり、「財務省証券」とは、財政法第7条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「財政融資資金証券」とは、財政融資資金法第9条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「外国為替資金証券」とは、特別会計に関する法律第83条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「石油証券」とは、同法第94条第2項及び第95条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「原子力損害賠償支援証券」とは、同法第94条第4項及び第95条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「食糧証券」とは、同法第136条第1項及び第137条第1項の規定により発行された政府短期証券である。

21. 国庫短期証券の所有者別現在額

（最近3年間）

所 有 者	番 号	令和2年度		3		4	
		金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
政 府	1	1,200	0.0	—	—	—	—
財 政 融 資 資 金	2	—	—	—	—	—	—
国 債 整 理 基 金	3	1,200	0.0	—	—	—	—
金 融 機 関	4	64,007,846	36.9	38,360,125	24.7	15,123,284	10.1
日 本 銀 行	5	36,373,090	21.0	14,938,440	9.6	5,499,210	3.7
市 中 金 融 機 関	6	27,634,756	15.9	23,421,685	15.1	9,624,074	6.4
そ の 他	7	109,384,734	63.1	116,935,395	75.3	134,673,676	89.9
合 計	8	[83,094,780] 173,393,780	100.0	[69,096,640] 155,295,520	100.0	[65,297,640] 149,796,960	100.0

（備考）合計の〔 〕内書は、割引短期国庫債券である。